

2019年 兵庫県セーリング連盟 第3回ポイントレース

帆走指示書

(SAILING INSTRUCTIONS)

場 所 兵庫県西宮市 新西宮ヨットハーバー
期 日 2019年 10月 27日(日)
主 催 兵庫県セーリング連盟
後 援 関西学生ヨット連盟、B&G 兵庫ジュニア海洋クラブ
協 力 新西宮ヨットハーバー 株式会社

【DP】はプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。

【SP】は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。

これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。

標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。

レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これはRRS63.1、A5及びA11を変更している。

【NP】は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。

これは規則 60.1(a)を変更している。

1. 適用規則

1.1 本大会は「セーリング競技規則」に定義された「規則」を適用される。

1.2 RRS42 違反に対し付則Pを適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日のスタート予定時刻の60分前までに掲示される。

ただし、レース日程の変更は、発効する前日の20:00までに掲示する。

4. 陸上で発せられる信号

4.1 陸上で発せられる信号は、大会本部のポールに掲揚される。

4.2 音響1声とともに掲揚される「D旗」は、「予告信号はD旗掲揚後50分以降に発する。

艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない」ことを意味する。【SP】【NP】

4.3 予告信号予定時刻の50分前までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期されている。

5. レースの日程

5.1 レース日程とレース回数

日 程	国際470級	国際470 ⁺ 級
10月 27日(日)	3レース	3レース

5.2 最初のスタートの予告信号の予定時刻

10月 27日(日) 10:30 国際470級の最初の予告信号の予定時刻

スタートは、①国際470級、②国際470⁺級の順にスタートすることし、それぞれのスタート時刻は、前のクラスのスタート後、実施可能となれば直ぐ行う。

5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分前に、音響1声とともに、オレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

ただし、風速及びフリートの状況により順番を変更することがある。

5.4 10月27日(日)は、15:00より後に予告信号を発しない。

5.5 ブリーフィング

10月27日(日)は9:05より大会本部前にてブリーフィングを行う。

6. クラス旗

クラス旗は、次のとおりとする。

種 目	クラス旗	旗 色
国際470級	470 旗	白地に青 記章
国際スナイプ級	スナイプ 旗	白地に赤 記章

7. レースエリア

添付Aにレースエリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 『添付B』の見取り図はレグ間のおおよその角度、通過するマークの順序及びそれぞれのマークを通過する側を含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会信号船に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。

9. マーク

- 9.1 マークは次の通りとする。

マーク 1, 2, 3 S/3 P, 4 S/4 P	新しいマーク	スタート マーク	フィニッシュ マーク
オレンジ色の三角錐	黄色の円筒形	レース委員会船	レース委員会船 & オレンジ色の円筒形

- 9.2 マークの数字は無視するものとする。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。【NP】【DP】
- 10.3 スタート信号後4分以内にスタートしない艇は審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これはRRS A4とA5を変更している。
- 10.5 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示されるRRS30.4に規定されたレース委員会の掲示は、レース委員会信号船のスターン掲示板に掲示される。
- 10.6 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号船 以外のレース委員会船にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号船以外の当該レース委員会船が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号およびRRS 29.2を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)実行できれば、直ぐに元のマークを除去する。
その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

13. コースの短縮又は中止

レース委員会はRRS 32.1以外に、レースの公正性に影響を及ぼすと考えられる大きな風向の変化・風速低下が発生した場合、コース短縮または中止することができる。

この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議又は救済の要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。

14. タイム・リミットとターゲット・タイム

14.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは、次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
国際 470級	60分	20分	15分	40分
国際 スナイプ級	60分	20分	15分	45分

14.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースを中止する。

14.3 RRS 30.3 および RRS 30.4 に違反しないでスタートした先頭艇が、コースを帆走してフィニッシュから起算されるフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。この項は、RRS 35、A4 および A5 を変更している。

14.4 各クラスのターゲット・タイムどおりとならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、RRS 62.1(a)を変更している。

15. 抗議と救済要求

15.1 抗議書はレース・オフィスで入手できる。抗議および救済または審問の再開要求は、適切な締切時間内にレース・オフィスに提出しなければならない。

15.2 それぞれのクラスに対して抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分以内とする。

15.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている審問にかかわっている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告を掲示する。

15.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS 61.1(b)に基づき艇に伝えるため掲示する。

15.5 S I 1.2に基づきRRS 42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは掲示される。

15.6 S I 10.2、17、18、19、20、21、23 及び RRS77、付則 G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、RRS 60.1(a)を変更している。

15.7 審問の再開の要求は、判決の通告を受けてから20分以内とする。この項は、RRS 66を変更している。

16. 得点

16.1 大会が成立するためには、1レースを完了することを必要とする。

16.2 艇の得点は、レース得点の合計とする。

16.3 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に間違いがあるとして訂正を要請する場合は、艇はレース委員会事務局に用意されている「得点照会要請書」に必要事項を記入して訂正を要請しなければならない。

17. 安全規定

17.1 チェックインとチェックアウト【NP】【SP】

- (1) 当日のレースに出走しようとする艇は、最初のレースのスタート予告信号の 60 分前までに大会本部に用意した書式にヘルムスマン自らがサインした後 出艇しなければならない。
- (2) 帰着した艇は、その日の抗議締切時間内に大会本部に用意した書式にヘルムスマン自らがサインをしなければならない。レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。
- (3) リタイアした艇はできるだけ早くレース委員会艇(レース・コミッティー・ボート)又はプロテスト委員会艇に伝えなければならない。
- (4) 新西宮ヨットハーバー以外から出艇する艇は、SI 17.1 (1)、(2) に関わらず、ヘルムスマンの代理人がサインすることにより出艇申告、帰着申告の手続きが完了したものとする。

17.2 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制救助を行うことができる。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。

この項は、RRS 62.1(a)を変更している。

18. 乗員の交代と装備の交換【NP】【SP】

- 18.1 競技者の交代は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交代の要請は最初の適当な機会にレース委員会に行わねばならない。
- 18.2 損傷または紛失による装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。

19. 装備と計測のチェック【NP】【DP】

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。海上では、艇はレース委員会のメンバーにより検査のために直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

20. 支援艇【NP】【DP】

- 20.1 支援者は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、「艇がレースをしているエリア」の外側にいなければならない。
- 20.2 天候等の状況によりレース委員会から各支援艇にレース艇に対する救助要請等を行う場合は、レース委員会船に数字旗 8 が掲揚されたことをもってその合図とする。数字旗 8 がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに当該信号が適用される。
- 20.3 支援艇は、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。
また、支援艇は出艇・帰着申告をレース艇と同じ時間内に行わなければならない。

21. ごみの処分【NP】【DP】

艇は海中にごみを捨ててはならない。ごみは支援艇に出すか、自分で持ち帰らなければならない。

22. 責任の否認

このレガッタの競技者は、自分自身の責任で参加する。規則 4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

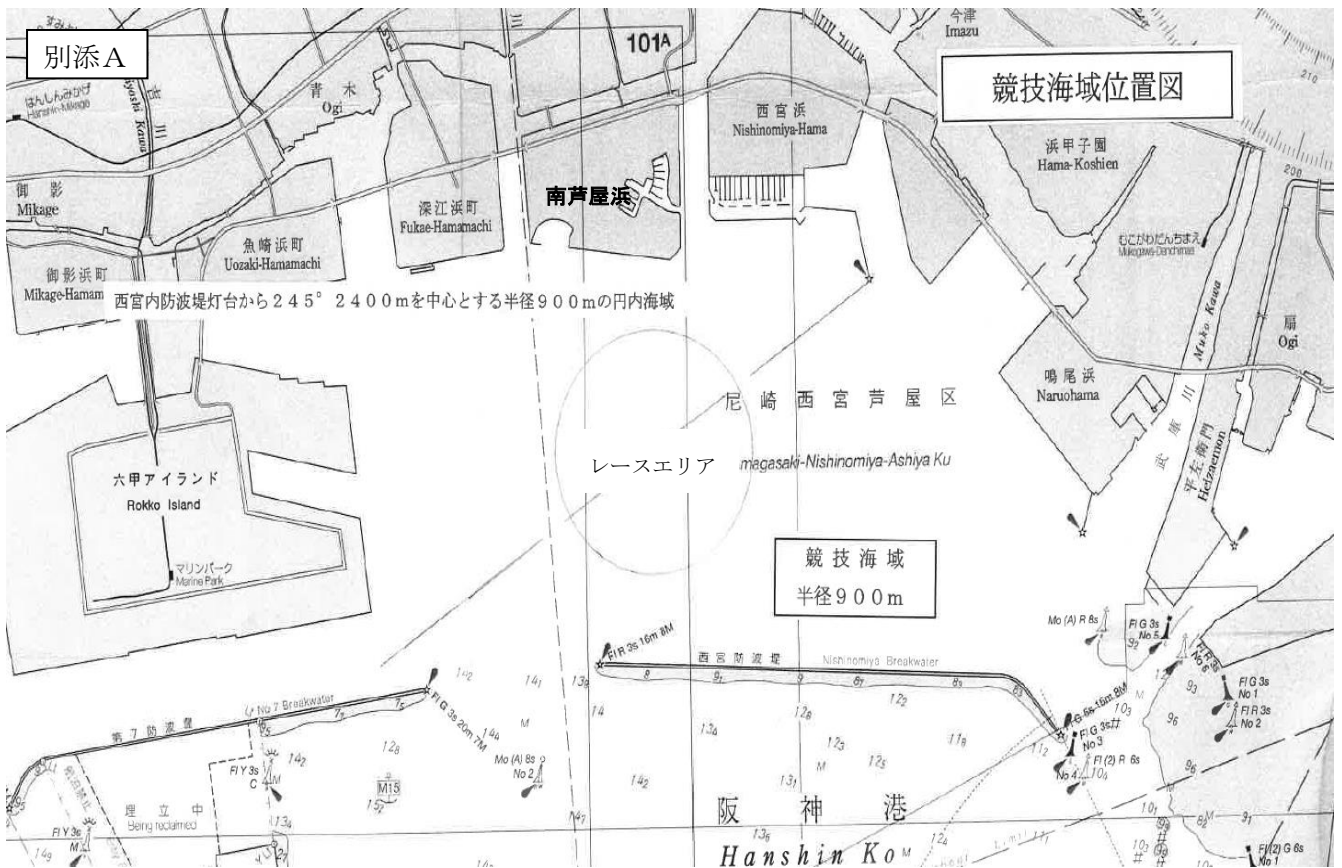
23. 保険

各参加艇は、インシデント毎に有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

【参考】

規則 4 レースをすることの決定

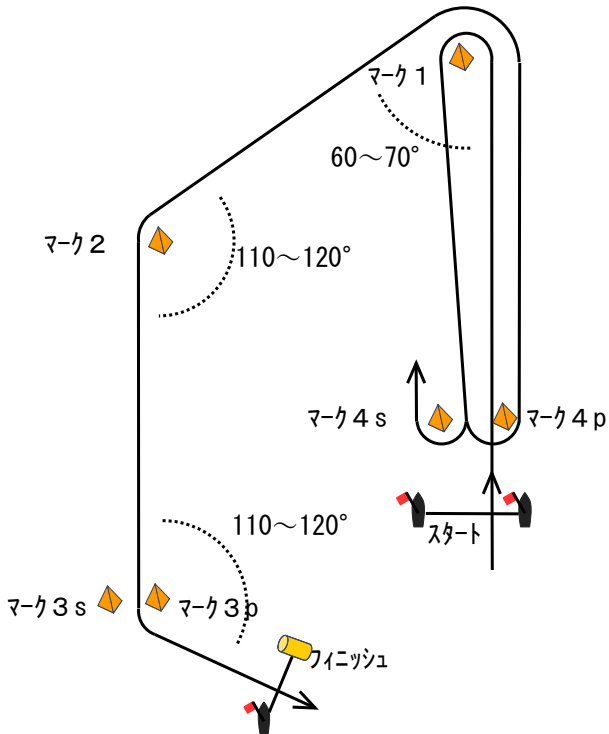
レースに参加するか、または、レースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。



別添 B

コース "I" トラペゾイド インナーループ

- I 2 : スタート-1-4s/4p-1-2-3p-フィニッシュ
- I 3 : スタート-1-4s/4p-1-4s/4p-1-2-3p-フィニッシュ



コース "O" トラペゾイド アウターループ

- O 2 : スタート-1-2-3s/3p-2-3p-フィニッシュ
- O 3 : スタート-1-2-3s/3p-2-3s/3p-2-3p-フィニッシュ

